平成２１年（フ）第８０８号
兵庫県西宮市日野町３番23号セジュール日野Ⅱ108号
債務者　谷本八百子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９９号
兵庫県揖保郡太子町沖代87番地５
債務者　小山　敏子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第９１０号
熊本市南高江１丁目18番９号
債務者　園田　　望
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３７９号
秋田市旭北寺町１番27号
債務者　戸田　榮子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８１号
秋田市東通観音前13番11号
債務者　早川　　一
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２７号
群馬県桐生市相生町５丁目411番地の41　グランソルジュ108号室
債務者　中島みさ子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第５８号
千葉県館山市笠名1167番地　ビバリーハイツⅠ―108号、住民票上の住所千葉県館山市波左間37番地の１
債務者　松丸　　愛（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第５５０号
川崎市多摩区登戸1576番地　富士荘１―５
債務者　武村　邦彦
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６１８号
岐阜県各務原市蘇原旭町３丁目42番地１
旭ヶ丘住宅Ａ棟403号室、住民票上の住所愛知県岩倉市曽野町東野22番地
債務者　森部　一男
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６１９号
岐阜県各務原市蘇原旭町３丁目42番地１
旭ヶ丘住宅Ａ棟403号室、住民票上の住所愛知県岩倉市曽野町東野22番地
債務者　森部八重子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６３２号
岐阜市領下1353番地３　藤本と志子方
債務者　西村　宣修
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６４７号
岐阜県各務原市那加新加納町2322番地11
債務者　橋本　　進
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６６０号
岐阜市六条北３丁目18番７―502号　ユタカマンション
債務者　長岡　朱希
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２４６５号
名古屋市千種区吹上１丁目１番20号　ドゥアージュふきあげ805号
債務者　松田美知代
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９８号
三重県四日市市小山町858番地１
債務者　西尾　智子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２９９号
三重県三重郡菰野町大字菰野836番地
債務者　平野美紀代
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３０４号
三重県四日市市大宮町19番７号
債務者　山田　和夫
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
鳥取県倉吉市馬場町102番地４　県営住宅３棟52号
債務者　河原　有紀（旧姓阪本）
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部